

2023年10月20日

株主及び新株予約権者 各位

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町 659 番地

烏丸中央ビル 4 階

株式会社ホロスホールディングス

代表取締役 堀井 計

株式の譲渡制限に関する定款変更についての公告

当社は2023年10月31日開催予定の定時株主総会において、定款を変更し、株式の譲渡または取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、公告いたします。

なお、定款変更の効力発生日は2023年11月9日を予定しております。